

◇ 請求情報に対する仮審査について ◇

1. 請求情報等の仮審査

国保連合会では、事業所からの請求情報に対して、毎月8日～10日頃に仮審査を実施します。

仮審査により、エラー・警告となった請求に対しては、処理の翌日に事業所へ仮審査処理結果票を送信します。

修正期間内である場合、10日までに請求した内容を修正して、再度、請求情報を送ることができます。

※毎月の日程については、「電子請求受付システム」のお知らせ「【必読】〇月の請求受付期間等について」で確認してください。

2. 仮審査処理結果の通知

① 通知の取得

仮審査処理でエラー・警告となった請求情報については、電子請求受付システムの「お知らせ」に表示されます。

② 送信内容

「仮審査処理結果票」、「取込エラーリスト」

③ 送信時期

毎月9日～11日頃（土・日・祝日を除く。）

期間中は夜間に仮審査を行い、仮審査結果は翌日の午前中に送信します。

※ 仮審査の結果、正常であった場合は、「仮審査処理結果票」は事業所へ送信されません。

3. 仮審査処理結果の確認

① エラーについて

「仮審査処理結果票」の注意事項

- ・ 「※」で始まるものは「警告」です。
- ・ 「▲」で始まるものは「警告（重度）」です。
- ・ 「★」で始まるものは「警告（エラー移行対象）」です。
- ・ 「記号無し」の場合は「エラー」です。

「警告」になった情報については、市町村が行う二次審査において「正常（支払可）」とするか、「返戻」とするか決定されます。

「★」で始まる「警告（エラー移行対象）」は、今後の国保連合会の一次審査において警告ではなく、エラーへ移行するため見直しを行ってください。

② 月途中での事業所の体制の変更、受給者の支給決定等について

月の途中において事業所の区分や、受給者の支給決定内容に変更があった場合、以下のようにチェックを行っているため、警告が発生します。

その他の警告と同様に請求内容に誤りがないか、確認してください。

例) EG28：※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「支給決定量」を超えています

4月サービス提供分の請求する場合の警告メッセージの有無

	受給者台帳		契約内容報告書	審査の対象		警告 有無
	開始年月日	決定支給量	契約支給量	決定 支給量	契約 支給量	
I	4月1日	原則の日数	22日	30	22	無
II	4月9日	原則の日数	22日	22	22	無
III	4月15日	原則の日数	22日	16	22	有

※ 決定支給量（原則の日数）については以下のとおりです。

I の場合は、1日から30日までの30日間は4月の決定支給量となります。

II の場合は、9日から30日までの22日間は4月の決定支給量となります。

III の場合は、15日から30日までの16日間は4月の決定支給量となります。

4. 請求情報の取下げ・再送信

「取込エラーリスト」、「仮審査処理結果票」の内容確認の結果、請求情報を修正する場合は事業所において請求情報の取下げを行い、修正した請求情報を送信していただきます。

※ 請求の取下げを行わずに再送信した場合、既に存在する請求情報と重複し、一次審査で重複エラーとなります。修正した内容に重複する請求情報は必ず取り下げてください。

① 請求情報の取下げ（下記のいずれかの作業を行ってください。）

・電子請求受付システムでの請求取下げ

《電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)》

2. 照会～通知文書取得 ⇒ 2.2. 請求取下げ依頼

・簡易入力システムでの請求情報の取下げ

《電子請求受付システム操作マニュアル(簡易入力/詳細メニュー編)》

3. 請求状況管理 ⇒ 3.4. 送信内容確認 ⇒ 3.4.2. 請求情報の取下げ依頼

・取込送信システムでの請求情報の取下げ

《電子請求受付システム操作マニュアル(取込送信編)》

3. 請求情報の取込、送信 ⇒ 3.2. 請求情報送信履歴

⇒ 3.2.3. 請求情報の取下げ依頼

② 請求情報の再送信

取下げが承認されると、送信した請求情報は到達番号ごとに無効となります。

請求情報を再送信する必要がある場合は、【各種請求情報入力】画面での修正及び

【請求情報作成】画面での請求情報の再作成を行い、再度、請求情報を送信してください。